

新宮市告示第 90 号

新宮市緊急通報システム事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市緊急通報システム事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 19 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市緊急通報システム事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市緊急通報システム事業実施要綱（平成17年新宮市告示第43号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。
- (4) 次の表中、改正後の欄の下線が引かれた字句に対応する改正前の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の下線が引かれた字句を加える。
- (5) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句に対応する改正後の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の下線が引かれた字句を削る。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この要綱は、一人暮らし高齢者<u>に対して</u>、緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、<u>急病や事故等</u>の緊急時の通報を容易に<u>するとともに</u>、迅速かつ<u>適切な対応を可能とし、もって</u>社会福祉の増進に資することを<u>目的</u>とする。 (対象者) 第2条 緊急通報システム（以下「システム」という。）を利用することができる者は、次の各号の<u>すべての要件に該当する</u>ものとする。 (1) <u>市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記載されている者</u> (2) <u>単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する65歳以上</u>	(趣旨) 第1条 この要綱は、一人暮らし高齢者<u>及び身体障害者等</u>に<u>対し</u>、緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、<u>火災災害、救急救助等</u>の緊急時の通報を容易にし、迅速かつ<u>適正な対応を図ることにより、その</u>社会福祉の増進に資する<u>もの</u>とする。 (対象者) 第2条 緊急通報システム（以下「システム」という。）を利用することができる者（以下「<u>対象者</u>」という。）は、<u>市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されており、利用可能な固定電話を有し、市民税非課税世帯に属する者で、次の各号のいずれかの要件を備えているものとする。ただし、熊野川町区域に居住する者を除く。</u> (1) <u>65歳以上の一人暮らし世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者</u> (2) <u>一人暮らしの身体障害者世帯又はこれに準ずる世帯</u>

改正後	改正前
<u>の者で、現に一人暮らしをしている者</u> (3) 使用可能な固定電話を有する者 (4) 市民税非課税世帯に属する者 2 前項において、世帯状況は申請日を基準とし、市民税課税状況については申請日が属する年度中の4月1日から6月30日までは前年度分の市民税を、7月1日から3月31日までは当年度分の市民税を基準とする。 (装置の内容) 第3条 <u>装置</u>は、次の要件を備えているものとする。 (1)・(2) (略) (事業の委託) 第4条 市長は、この事業の実施に当たり、事業を法人に委託するものとする。 (事業の遂行) 第5条 市長は、事業の目的を達成するため、前条の規定により事業の実施を委託された者(以下「受託者」という。)と密接な連携を図り、事業の円滑な遂行に努めるものとする。 (決定) 第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、システム利用の可否を審査し、その結果を緊急通報システム利用決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。 (費用負担) 第9条 利用者は、<u>システムの利用</u>に要する経費の一部(以下「自己負担額」という。)として、その居住地に応じ、次に掲げる額を受託者に支払わなければならない。 (1) <u>熊野川町の居住者 月額300円</u> (2) <u>熊野川町以外の居住者 月額500円</u>	<u>帯に属する身体障害者</u> 2 前項において、世帯状況は申請日を基準とし、市民税課税状況については申請日が属する年度中の4月1日から6月30日までは前年度分の市民税を7月1日から3月31日までは当年度分の市民税を基準とする。 (システムの内容) 第3条 <u>対象者が使用できるシステム</u>は、次の要件を備えているものとする。 (1)・(2) (略) (事業の委託) 第4条 市長は、この事業の実施に当たり、事業の<u>一部</u>を法人に委託するものとする。 (事業の遂行) 第5条 市長は、事業の目的を達成するため、<u>民生児童委員、福祉委員、地域包括支援センター及び</u>前条の規定により事業の実施を委託された者(以下「受託者」という。)と密接な連携を図り、事業の円滑な遂行に努めるものとする。 (決定) 第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、<u>当該申請者の生活状況等を調査の上</u>、システム利用の可否を審査し、その結果を緊急通報システム利用決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。 (費用負担) 第9条 利用者は、<u>装置の使用</u>に要する経費のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。 (1) <u>電話の使用料</u> (2) <u>装置の修繕料(利用者の故意又は重大な過失によるものに限る。)</u> (3) 月額500円の使用料

改正後	改正前
2 市長は、システムの利用に要する経費から、前項の自己負担額を控除した額を受託者に支払うものとする。 3 第1項に規定する自己負担額のほか、次に掲げる経費は利用者の負担とする。 (1) 電話の使用料 (2) 装置の修繕料(利用者の故意又は重大な過失によるものに限る) (利用の取消し)	(利用の取消し)
第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、<u>システム</u>の利用を取り消し、緊急通報システム利用取消通知書(様式第4号)により利用者に通知し、装置を返還させるものとする。 (1)・(2) (略) (帳簿の設置と事業報告)	第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、<u>本装置</u>の利用を取り消し、緊急通報システム利用取消通知書(様式第4号)により、<u>利用</u>者に通知し、装置を返還させるものとする。 (1)・(2) (略) (帳簿の設置と事業報告)
第13条 受託者は、利用者に対するサービス提供記録等必要な書類を備え付けるものとし、毎月提供したサービス利用回数等を記録の上、翌月10日までに市長に報告するものとする。 (その他)	第13条 受託者は、利用者に対するサービス提供記録等必要な書類を備え付けるものとし、毎月提供したサービス利用回数等を記録の上、<u>緊急通報システム事業報告書</u>により、翌月10日までに市長に報告するものとする。 (その他)
第14条 この要綱に定めるもののほか、<u>事業</u>の実施に当たり必要な事項は、別に定める。	第14条 この要綱に定めるもののほか、<u>システム</u>の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和8年9月1日から施行する。
(新宮市熊野川町区域緊急通報システム事業実施要綱の廃止)
- 新宮市熊野川町区域緊急通報システム事業実施要綱(平成17年新宮市告示第44号)は廃止する。
(経過措置)
- この告示による改正後の新宮市緊急通報システム事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受理した申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。
- この告示の施行の際、現に新宮市熊野川町区域緊急通報システム事業実施要綱第5条

の規定により装置を貸与された者は、改正後の新宮市緊急通報システム事業実施要綱第8条の規定により貸与を受けたものとみなす。